



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年10月5日(金) 第9640号

目次

	ページ
告 示	
○解除予定保安林(森林保全課)	2
○保安林予定森林(同)	2
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証申請(県民生活課)	3
○同	3
○使用者委員等の候補者の推薦(労働政策課)	3
○開発工事の完了(建築課)	6

■ 告 示

◎群馬県告示第271号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成30年10月5日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 解除予定保安林の所在場所 甘楽郡南牧村大字磐戸字橋場山776の7、776の8
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

◎群馬県告示第272号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林に指定する予定である旨の通知があった。

平成30年10月5日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 保安林予定森林の所在場所 甘楽郡下仁田町大字南野牧字土合10536の1、10536の2、10537、10540、10544の3、10545の1、10546、10547の1、10547の2、10548、10549、10550の2、甲10553、10553の2、10554、大字青倉字七久保坂2586、2591、2592の1、2592の2、甲2593、乙2593、2596、2599から2602まで、2641、2642、2657、2658の2、字中尾上甲2661の1、2661の2、2663、2665、2666、乙2667、2667の1、甲2668、2668の2、沼田市岩本町字屋敷ヒラ1532から1535まで、1538
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

甘楽郡下仁田町大字南野牧字土合10536の1、10536の2、10537、10540、10544の3、10545の1、10546、10547の1、10547の2、10548、10549、10550の2、甲10553、10553の2、10554、沼田市岩本町字屋敷ヒラ1532から1535まで、1538
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林保全課並びに沼田市役所及び下仁田町役場に備え置いて縦覧に供する。

■ 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

平成30年10月5日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成30年9月20日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人じゃんけんぼん
- 3 代表者の氏名 井上謙一
- 4 主たる事務所の所在地 高崎市棟高町1257番地5
- 5 定款に記載された目的 この法人は、地域社会で暮らす高齢者・障害者等の生活の自立を支える活動の実施及び介護施設の運営に関する事業を行い、不特定多数の人々の利益の増進に寄与する事を目的とする。又、これらの活動に地元企業・団体・個人等が参加することにより安全で活力あるまちづくりの建設に寄与するとともに経済活動の活性化に寄与する事を目的とする。又、環境保護と子供の健全育成に寄与する事を併せて目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

平成30年10月5日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成30年9月21日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人元気の郷
- 3 代表者の氏名 伊藤理恵
- 4 主たる事務所の所在地 渋川市北橋町八崎744番地1
- 5 定款に記載された目的 この法人は、地域社会で暮らす高齢者・障害者等の生活の自立及び子供の健全育成を支える活動を通して、地域の福祉の向上、地域経済の活性化に寄与することにより、幅広く社会に貢献することを目的とする。

群馬県労働委員会の使用者委員及び労働者委員の任期が平成31年4月1日をもって満了することに伴い、労働組合法(昭和24年法律第174号)第19条の12第3項及び労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第21条第1項の規定により、次期委員を任命したいので、推薦資格を有する使用者団体又は労働組合は、次によ

り使用者委員又は労働者委員の候補者を推薦してください。

平成30年10月5日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 推薦資格 使用者委員候補者又は労働者委員候補者の推薦資格は、群馬県内のみに組織を有する使用者団体又は労働組合であり、かつ、労働組合にあつては、群馬県労働委員会から労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合すると認められたものであること。
- 2 被推薦者の資格 労働組合法第19条の4第1項の欠格条項に該当しない者であること。
- 3 推薦手続
 - (1) 推薦資格を有する使用者団体は、別記様式第1号による推薦書に被推薦者の履歴書を添えて、群馬県産業経済部労働政策課へ提出すること。
 - (2) 推薦資格を有する労働組合は、別記様式第2号による推薦書に被推薦者の履歴書及び群馬県労働委員会から交付された労働組合法適合証明書の写しを添えて、群馬県産業経済部労働政策課へ提出すること。
- 4 推薦書類の受付期間 平成30年10月5日から同年11月30日まで

別記様式第1号

推 薦 書

年 月 日

群馬県知事 大澤正明 あて

所 在 地

名 称

代表者氏名

印

労働組合法施行令第21条の規定により、群馬県労働委員会の使用者委員候補者として、下記の者を推薦します。

記

氏 名	生年月日	所属会社又は事業所の名称 及び所在地並びに所属会社 又は事業所における地位	所属団体 における 地 位	略 歴	労働組合法 第19条の4 該当の有無

別記様式第2号

推薦書

年 月 日

群馬県知事 大澤 正明 あて

所在地

名称

代表者氏名

印

労働組合法施行令第21条の規定により、群馬県労働委員会の労働者委員候補者として、下記の者を推薦します。

記

氏名	生年月日	所属団体の名称及びその事務所の所在地	所属団体における地位	略歴	労働組合法第19条の4該当の有無

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

平成30年10月5日

群馬県知事 大澤 正 明

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	みどり市笠懸町阿左美2030-1、2030-2	みどり市大間々町桐原36番地 株式会社不動産流通サービス 代表取締役 志塚保彦 桐生市相生町三丁目158番地1 フローリッシュ1号室 小久保淑美
2	邑楽郡明和町大輪1987-1	邑楽郡明和町新里112番地1 宮の森ハイツ102 遠井守、遠井由華
3	邑楽郡明和町斗合田459-1	邑楽郡明和町新里69番地1 オライセレーノVI 101 岩下和也、岩下あやか
4	邑楽郡邑楽町大字藤川字神明320-1	太田市東長岡町82番地2 イーストヒルズ203号 長島一樹
5	富岡市富岡字北島1878-1、1879、1879-2、1881、1882-1、1883、1884、1885、1885-2、1886-1、1886-2、1887、1888-1、1889-1、1889-7、1889-8、1889-10、1891-1、1891-7、1892、1892先道路の一部、1895-1、1895-3	神奈川県横浜市泉区中田南3-2-38 株式会社エーコープ関東 代表取締役 織田展男
6	渋川市渋川字北原106-1、106-3、111-1、111-5、112-1、112-6、113-3	石川県白山市松本町2512番地 株式会社クスリのアオキ 代表取締役社長 青木宏憲
7	安中市上磯部字蟹原201-1、204、216、217、218、235、239、240、242、243、244、245、205-1の一部、231の一部、松井田町人見字大宮1637-2の一部	東京都千代田区大手町二丁目6番1号 信越化学工業株式会社 代表取締役社長 斉藤恭彦

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111